

いじめ防止基本方針

多賀町立多賀小学校



「多賀小学校 いじめ防止基本方針」

多賀町立多賀小学校

はじめに

本方針は「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念を持っていじめ防止等の対策に積極的に取り組み、学校の全ての児童が充実した学校生活をおくることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的として策定するものである。

いじめ防止の基本理念

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめ」はどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、すべての児童を「いじめ」に向かわせるのではなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

- ① 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を推進する。
- ③ 未然防止の観点からすべての児童が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校作りの基盤作りに努める。
- ④ いじめ問題への取組の重要性について保護者はもちろん、地域住民に認識を広め地域や家庭と一体になって、取組を推進するための普及啓発を行う。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処への前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高める取組を推進する。

- ① いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることと認識し、些細な兆候であっても「いじめではないか」と疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する取組に徹する。
- ② いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る環境作りに努める。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導をするなど、組織的な対応を行う取組を推進する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図る。

- ① 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立しておく。
- ② いじめに対する措置として、いじめの早期発見・通報をうけた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との普段からの密な連携を図る。

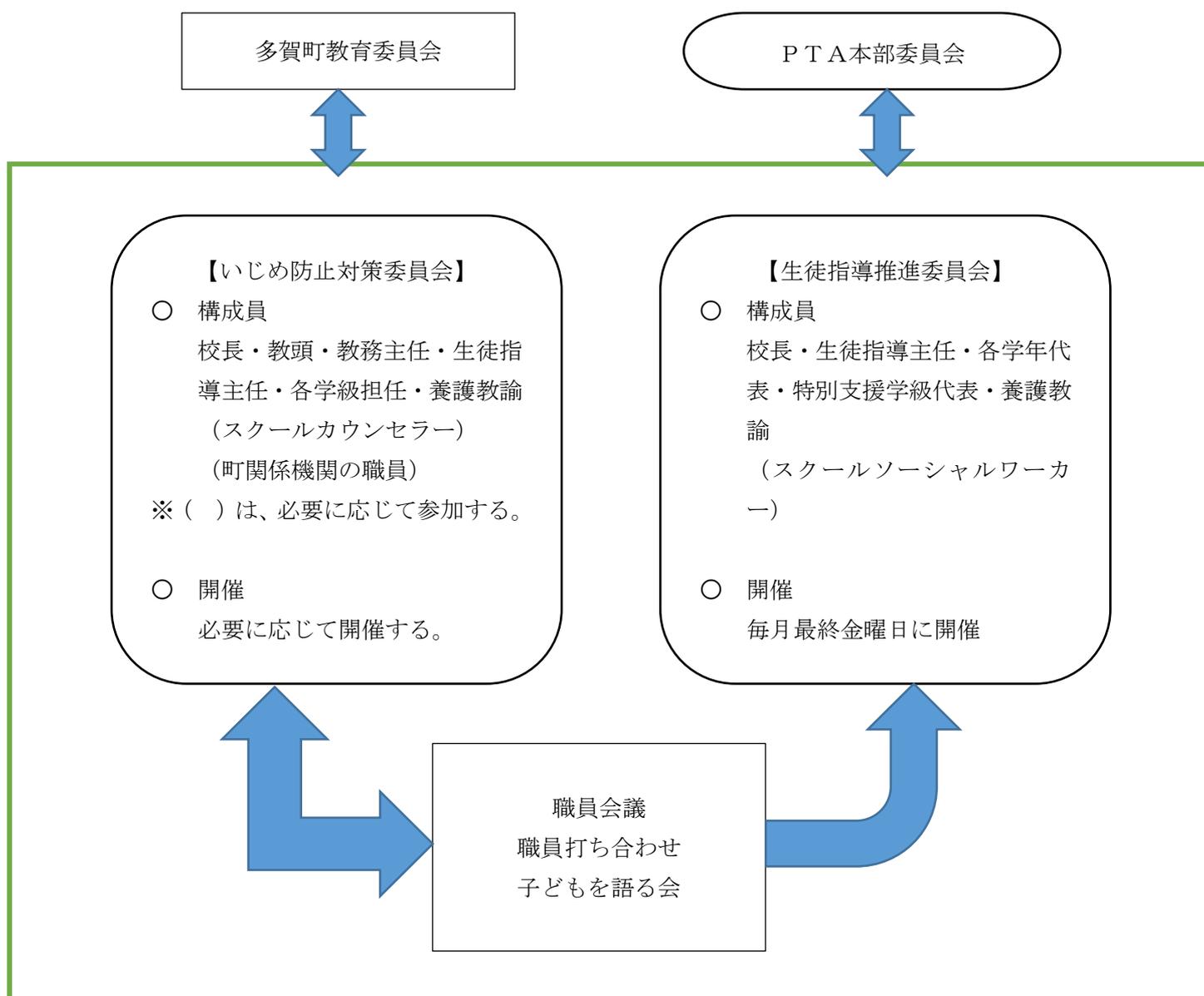
- ① いじめについては
 - ・どの学校においても、どの児童にも起こりうる。
 - ・インターネット上のいじめなどで、ますます把握しにくくなっている。
 - ・一件でも多く発見し、一件でも多く解決する。という基本姿勢を持ち、学校は軽微なことでも全教職員で対応していくことを家庭や地域に十分に理解してもらう機会を持つ。
- ② いじめに関して、学校は「いじめられている児童を絶対に守る」姿勢を貫くことや、いじている児童に対して状況に応じて懲戒（具体的に提示）や出席停止の措置（当該児童の保護者の認識および町教育委員会の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくなど、学校としての毅然とした方針を明確にする機会を設ける。
- ③ P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題について家庭や地域と連携した対策を推進する。
- ④ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭や地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 関係機関との連携について

いじめ問題への対応については、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察・児童相談所・子ども家庭応援センター・医療・福祉機関・法務局等）との適切な連携を図る。

- ① 警察や児童相談所、子ども家庭応援センター等との適切な連携を図るため、平素から学校と関係機関の担当者の連絡会の開催などを行い、情報共有体制を構築する。

6 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



① いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、養護教諭および必要に応じてスクールカウンセラー、町関係機関の職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置・開催する。

② 生徒指導推進委員会

毎週金曜日の職員打ち合わせで「児童の状況交流」と時間を設けて、各学級の児童の様子を交流する。その後、毎月最終金曜日に校長、教頭、生徒指導主任、各学年代表、特別支援学級代表による、児童の指導に関する支援・指導事項について話し合う。

また、支援員会議を月に1回開催し、支援員からの子どもの見取り、観察から子ども理解やいじめの兆候などを把握する。

7 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

① 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解 ○道徳教育の充実 ○正しい判断力の育成 ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○様々な機会を通して善悪を判断する力の育成 ○地域での様々な体験活動への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物へのいたずらや紛失等への即時対応と原因追及 ○チェックリストの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な児童との会話 ○服装の汚れや乱れ、怪我の確認 ○児童の持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時に教師の見回りを実施するなど、被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を守る強い姿勢を見せること、児童の話をよく聞くこと ○事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察・児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への謝罪等の適切な対応
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時に教師の見回りを実施するなど、被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を守る強い姿勢を見せること、児童の話をよく聞くこと ○事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○教育相談や関係機関（S. C. 等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への謝罪等の適切な対応
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と全力で守ることの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、辛さの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景による根本的調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を守る強い姿勢を見せること、児童の話をよく聞くこと ○事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○教育相談や関係機関（S. C. 等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞くこと
	直接関係のない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、傍観者にならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どのような場合においても、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

② 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）の取組	○児童に関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことができるような啓発活動（PTA教育講演会等）の実施
地域の取組	○児童への積極的な挨拶と声かけの依頼

8 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実確認を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

9 学校評価の実施

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価するとともに、結果を公表する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

10 関係法令

（1）教育基本法

① 教育機会均等

第4条 すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行わなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一主義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

（2）学校教育法

① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を破損する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（重大事態への対応）

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。